



# 仙台市動物愛護行政の基本指針

---

平成 18 年 2 月  
仙 台 市

# 目 次

---

はじめに	1
基本的視点	2
施策の体系	3
施策の推進	11

## はじめに

---

近年、少子高齢化や核家族化が進む中で、犬や猫などの動物を飼う家庭が増えています。しかも、これらの動物が、人間中心の単なる愛玩動物としてではなく、家族の一員、人生の伴侶としての認識が高まり、人も動物も共に生きる仲間であるという考え方が急速に広がってきています。

また、人と動物のふれあいが互いに良好な影響を及ぼすといわれており、動物とふれあうことによって得られる効果を活用した動物介在活動が注目されています。

しかし、その一方において、心ない飼い主による不適切な飼養や安易な繁殖、飼い主のマナーの低下による近隣への迷惑行為、さらに動物に対する虐待など、動物愛護の精神に反する行為が社会問題化しています。

こうした背景のもと、平成 11 年 12 月、「動物の保護及び管理に関する法律」が改正されて、法律名も「動物の愛護及び管理に関する法律」と改まり、基本原則の中に、「動物が命あるものであること」、「人と動物の共生に配慮すること」が追加されると共に、飼い主や販売業者の責務などが明記されました。

さらに、平成 17 年 6 月の同法の改正においては、動物取扱業の登録制への移行、登録基準に不適合の場合における登録取消し又は営業停止命令、特定動物の飼養・保管に関する全国一律の許可制の導入など、動物愛護を一層推進するための措置が設けられました。

本市においては、平成 16 年 6 月に「仙台市動物愛護協議会」を設置し、動物行政の効果的な対策と推進の方策について、各分野の関係者との協議・検討を重ね、この度、「仙台市動物愛護行政の基本指針」を策定しました。

今後、この基本指針に基づいて、市民協働による動物愛護の取り組みを推進し、「人と動物が共に健康に生きていけるまち」の実現をめざしてまいります。

## 基 本 的 視 点

---

### 人と動物の共生の推進

すべての市民が「動物は命あるもの」と認識し、人と動物が共に健康に生きていけるまちをめざします。

### 市民協働の推進

すべての市民が動物愛護の精神を理解し、地域の人々、市民ボランティア、関係団体、行政が協働で動物愛護を実践できるまちをめざします。

# 施策の体系

## I 適正な飼養の推進

1

### 飼い主のマナー向上対策

- (1) 犬猫の排泄物による生活環境悪化の防止対策
- (2) 犬の鳴き声による苦情対策
- (3) 犬のこう傷事故防止対策

2

### 終生飼養の推進

- (1) 犬猫引き取り件数の削減
- (2) 収容動物の譲渡の促進
- (3) 個体識別措置の普及推進

3

### 未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策

- (1) 未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策

4

### 動物取扱業者の責務の徹底

- (1) 動物取扱業者への指導・啓発
- (2) 自主管理意識の向上

5

### 特定動物飼い主の責務の徹底

- (1) 特定動物飼い主への指導
- (2) 特定動物の逸走時の対応

## II 人と動物の良好な関係構築の推進

1

### 動物介在活動の普及推進

- (1) 動物介在活動の普及推進

2

### 飼い主のいない猫対策の推進

- (1) 飼い主のいない猫の自然繁殖防止対策
- (2) 無責任な給餌によるトラブル防止対策
- (3) 地域猫活動への支援のあり方

3

### 災害時の動物愛護対策

- (1) 災害発生時の体制整備
- (2) 災害発生時の動物愛護対策の周知

## III 人材の育成、市民との連携

1

### 市民ボランティアの育成

- (1) 動物愛護に関する市民ボランティアの育成
- (2) 専門的な動物介在活動ボランティアの育成

2

### 関係団体、市民、行政の連携

- (1) 市民、市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、動物取扱業者、行政の役割
- (2) 市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、動物取扱業者、行政の連携

## I 適正な飼養の推進

飼い主の動物適正飼養やマナーの向上を図る施策、動物取扱業者の自主管理意識の向上を図る施策を推進します。また、飼い主、動物取扱業者の資質向上や市民がより動物を理解するための情報及び保護された動物に関する情報などを積極的に提供します。

1

### 飼い主のマナー向上対策

犬猫の飼養による迷惑行為については、適正な飼養方法への理解不足等が考えられることから、飼い主の責務の徹底やマナーの向上を呼びかけると共に、動物への理解を深めて正しい飼養方法や動物への接し方が習得できる対策を推進します。

#### (1) 犬猫の排泄物による生活環境悪化の防止対策

- ① 散歩中の犬の糞の持ち帰りなど飼い主のマナー向上の啓発について、広報誌やホームページなど各種情報媒体を通して積極的に呼びかけます。
- ② 無責任な猫の飼養による被害状況を伝え、飼い主に責任の自覚を促すと共に猫の屋内飼養を勧めます。
- ③ マナー向上の啓発等については、行政、獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体などが連携して行います。
- ④ 飼い主のいない猫対策（後述（Ⅱ－２））を推進します。

#### (2) 犬の鳴き声による苦情対策

犬の鳴き声については、行政、獣医師会、動物取扱業者などが連携して、飼い主に対して適正な飼養方法の啓発を行います。

#### (3) 犬のこう傷事故防止対策

- ① 宮城県条例に基づく犬の係留の義務を徹底すると共に、飼い主のマナー向上の啓発を行います。
- ② 動物への理解を深め、動物に正しく接することが、こう傷事故防止につながるため、犬への接し方、ふれあい方を学ばせる機会を充実します。

飼い主がやむをえず飼養できなくなった犬猫を引き取っていますが、引取り又は保護した犬の63%（仙台市平成16年度298頭）、引取った猫の99%（仙台市16年度2,271頭）を、やむなく処分しています。

このような状況をなくすため、すべての飼い主が動物愛護の精神を理解し、犬猫が終生適正に飼養されて、その命を全うできるような対策を推進します。

### (1) 犬猫引き取り件数の削減

- ① 行政、獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体などが連携し、さまざまな機会をとらえ、飼い主に対し、犬猫が終生適正に飼養されるよう働きかけます。また、避妊・去勢の効果効能について広く啓発していきます。
- ② 安易な繁殖や飼養放棄を抑制するため、犬猫の引取り手数料の導入を検討します。 平成18年10月1日より引取手数料を導入しました。
- ③ やむをえず飼養できなくなったペット動物や迷い犬猫の飼い主探しを行う市民ボランティアの育成を図ります。また、情報を共有して活動できるネットワーク（動物愛護ボランティアネット）の構築を支援します。

### (2) 収容動物の譲渡の推進

- ① 保護した犬の返還率を高めるよう、ホームページを通じて収容犬の情報を提供します。
- ② 譲渡会などにより、収容した犬や猫の譲渡を積極的に行います。
- ③ 動物愛護ボランティアネットを介して収容動物の譲渡を積極的に進めます。

### (3) 個体識別措置の普及推進

- ① 飼い主を明らかにし、迷い犬猫をすみやかに飼い主へ返還できるよう、個体識別措置の普及に努めます。

### 未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策

狂犬病は、人を初めとする多くの動物が感染し、発症すると致死率ほぼ100%の人畜共通感染症です。世界保健機関（WHO）によると、全世界で毎年 3.5～5 万人が狂犬病によって死亡しています。日本での狂犬病は 1957 年以降発生しておらず、その最大の要因は犬への予防注射や検疫体制が充実しているためといわれていますが、日本への狂犬病侵入の危険性は依然として存在します。狂犬病発生予防には、すべての犬に予防注射を行うことがもつとも重要なことですので、狂犬病予防法に基づく登録をしていない犬(未登録犬)をなくし、すべての犬に予防注射を受けさせる対策を推進します。

#### (1) 未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策

- ① 行政、獣医師会、動物取扱業者が中心となり、狂犬病の危険性や犬の登録と狂犬病予防注射の義務、罰則について、啓発や情報提供を行います。
- ② 狂犬病予防注射を実施していない飼い主に対しては個別に通知し指導を行います。

### 動物取扱業者の責務の徹底

#### (1) 動物取扱業者への指導・啓発

- ① 動物の愛護及び管理に関する法律（以下動物愛護管理法）に基づく飼養施設の構造、管理に関する基準の遵守徹底を図るため、定期的に検査を行います。
- ② 動物取扱責任者(\*)に動物愛護管理法に基づく研修を受講させると共に動物取扱業者を対象とした講習会を開催し、引き取られる犬猫の現状、ペット販売に関するトラブルなどについて説明し、業者の衛生的飼養・保管、動物愛護についての意識向上を図ります。
- ③ 感染症防止など衛生管理に必要な情報をホームページ等を通じて動物取扱業者などにすみやかに提供します。

#### (2) 自主管理意識の向上

- ① 動物取扱業者が、動物愛護管理法に定める施設及び管理の基準について、自ら点検を行い適正な動物飼養を図るよう指導します。
- ② 動物取扱業者及び動物取扱責任者が、購入者に対し、終生飼養、マナー遵守、狂犬病予防法に基づく犬の登録と予防注射など必要な説明を行うよう指導します。

---

#### \*動物取扱責任者：

業務を適正に実施するため改正動物愛護管理法第 22 条に基づき、選任された者（動物愛護管理法は平成 17 年 6 月に改正され、新しく動物取扱責任者の設置規定を設けました。改正動物愛護管理法は平成 18 年 6 月に施行されます。）



野生動物は本来ペットとして家庭で飼養することは望ましくないものの、動物愛護管理法に基づく特定動物を飼養する場合、飼い主に対しては責務を徹底する対策を推進します。

#### (1) 特定動物飼い主への指導

- ① 特定動物（＊）が適正に飼養されるよう、動物愛護管理法に基づく飼養施設の構造及び規模、飼養又は保管の方法に関する基準の遵守徹底を図るため、定期的に検査を行います。
- ② 特定動物の飼い主に対して、適正な飼養方法の普及啓発を行って飼養者責任の自覚を促すと共に、個体登録の徹底による飼養実態の把握や許可施設の指導の強化を行います。

#### (2) 特定動物の逸走時の対応

- ① 特定動物は人の生命や財産に重大な危害を及ぼす恐れがあるので、逸走した場合、その対処は、飼い主に義務付けられていることから、飼い主の意識啓発に努めます。
- ② 逸走した特定動物を飼い主が対処しきれない場合、市民の安全を守るため、飼い主、行政、獣医師会や警察署等が連携して、緊急時の迅速な対応と被害の防止に努めます。

---

#### \* 特定動物：

改正動物愛護管理法第26条に基づき、クマやワニなど、人の生命等に害を加えるおそれがある危険な動物で、その種類は政令で定められています。このほか、在来生物の生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある海外起源の外来生物（カミツキガメ等）については、別途「特定外来生物による生態系の被害の防止に関する法律」により規制されており、特定動物に準じた対応に努めます。

## Ⅱ 人と動物の良好な関係構築の推進

人と動物のふれあいが、動物に対する理解を深め、また、人の心身の健康のみならず、動物にも良好な影響を及ぼすといわれています。人が動物から受ける恩恵を充分認識し、人と動物の共生、動物介在活動を推進します。

### 1

#### 動物介在活動の普及推進

人と動物がふれあうことにより、人の精神や身体に、安心感、ストレス解消などの良好な影響が及ぼされ、動物にも良好な影響が及ぼされるといわれています。その効果に着目し、また、動物に対する理解を深めるため、人と健康な動物たちがふれあう動物介在活動を推進します。

##### (1) 動物介在活動の普及推進

- ① 動物介在活動は、「人と動物の関係に関する国際組織（IAHAIO）」の「動物介在活動実施ガイドライン」に沿い、動物の福祉を重視して行います。  
(資料参照)
- ② 動物介在活動を実践できる市民ボランティアの育成（後述（Ⅲ－１））を進めます。なお、動物介在教育・動物介在療法については、今後の状況を踏まえ、教育者や医師等との連携のもと、市民ボランティアを養成する体制整備に努めます。
- ③ 動物介在活動に参加できる動物を増やすため、「しつけ教室」等を実施できる体制を整備します。
- ④ 行政、獣医師会など獣医療に係る団体は連携して、動物介在活動を行っている市民ボランティアに対し、必要に応じ人獣共通感染症に関する指導・支援に努めます。
- ⑤ 人と動物の共生のため、動物介在活動と各種動物愛護事業との連携を図っていきます。
- ⑥ 動物介在活動を含め人と動物との共生について、広報誌やホームページなど各種広報媒体を通じ周知します。

### 2

#### 飼い主のいない猫対策の推進

地域に住みついた飼い主のいない猫は、糞尿などによる環境汚染や寄生虫などによる人への害、器物の破損等周辺地域へ与える影響も大きく、市民苦情のもとになっています。このような飼い主のいない猫問題は、人間の住宅環境及び生活様式の変化に伴い、良好な関係を保てなくなったことによるものと考えられます。飼い主のいない猫の増加を防止し、人と猫が共生できるよう、地域の人々、市民ボランティア、獣医師、動物取扱業者、行政が協働で、自然繁殖を防止すると共に、飼い猫に戻す対策を推進します。

### (1) 飼い主のいない猫の自然繁殖防止対策

- ① 飼い主のいない猫を飼い猫化するために経過的な手法として地域猫(\*)対策を行います。
- ② 地域猫については、現時点以上の頭数増加を抑えるため、避妊去勢手術を実施します。
- ③ 飼い猫についても、繁殖を必要とする場合を除き、避妊去勢手術などの繁殖制限の措置を勧めます。

### (2) 無責任な給餌によるトラブル防止対策

- ① 無責任な猫の餌付けによる被害状況を、餌を与えている者に伝え、その責任の自覚を促します。
- ② マナー啓発等については、行政、獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体などが連携して行います。

### (3) 地域猫活動への支援のあり方

地域猫活動については、地域の人々、地区ボランティアを中心に、町内会等の地域団体が実践することを基本とし、市民ボランティア、獣医師会、動物取扱業者、行政が連携・協働で支援する体制を整備します。

#### \* 地域猫

町内会や地区ボランティアグループ等が役割分担し、責任の所在を明らかにして、周辺住民の理解を得て地域で適切に飼育管理されている猫をいいます。

## 3

### 災害時の動物愛護対策

地震等災害時における動物の保護・救護については、飼い主とペットの同行避難を基本とし、飼い主、市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、行政が連携して対応する体制を整備します。

#### (1) 災害発生時の体制整備

- ① 市民ボランティア、動物愛護団体が情報を共有して活動できるネットワーク(動物愛護ボランティアネット)の構築を支援し、災害発生時に中心となって動くボランティアの活動体制を整備します。
- ② 被災動物臨時救護所を設置すると共に、市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会などが中心となって設置する「仙台市域災害時動物救護本部」と連携して動物保護対策を実施します。

#### (2) 災害発生時の動物愛護対策の周知

- ① 飼い主に対し、災害時にペットと共に避難する方法、災害時に備えて平常時に実施しておくべきことについて、広報誌やホームページなど各種情報媒体を通して周知します。
- ② 行政、市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会などが連携し、災害時に備えた研修会や避難訓練を行います。

### Ⅲ 人材の育成、市民との連携

市民ボランティアなど、動物愛護推進の担い手の育成に努め、行政、飼い主はもとより、地域の人々、市民ボランティア、関係団体が互いに連携、協働できる体制を確立して、動物愛護に関する施策を推進します。

#### 1

#### 市民ボランティアの育成

動物介在活動、地域猫活動、災害時動物救護活動など、さまざまな場面で活動を行う市民ボランティアの育成を支援します。また、市民ボランティアや動物愛護団体が動物愛護に関するさまざまな情報を共有して活動できる体制整備を支援します。

##### (1) 動物愛護に関する市民ボランティアの育成

- ① 市民ボランティア団体等と協働して、研修会等を開催し、市民ボランティアの育成を図ります。
- ② 市民ボランティアが、情報を共有して活動できるようなネットワーク（動物愛護ボランティアネット）の構築、運営を支援します。

##### (2) 専門的な動物介在活動ボランティアの育成

- ① 「人と動物の関係に関する国際組織（IAHAIO）」の理念に基づく動物介在活動（動物介在教育・動物介在療法を含む）ボランティア育成を推進します。
- ② 専門的な動物介在活動ボランティアの技能向上のため、必要に応じて研修を行い、高度かつ多様な活動ができるような市民ボランティアの育成に努めます。

#### 2

#### 関係団体、市民、行政の連携

すべての市民が動物愛護の精神を理解し、地域の人々、市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、動物取扱業者、行政が連携し、動物愛護を实践できるような体制を整備します。

##### (1) 市民、市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、動物取扱業者、行政の役割

- ① 市民や動物の飼い主は、動物は命あるものと認識すると共に、動物愛護の精神を理解し、人と動物の共生を推進する役割を担います。
- ② 市民ボランティアや動物愛護団体は、動物愛護についての啓発や情報提供、飼い主のいない犬猫の譲渡、地域猫活動、災害発生時の動物愛護対策の推進や動物介在活動などを推進する役割を担います。
- ③ 獣医師会は、市民に動物愛護や狂犬病予防について啓発や情報提供、災害発生時の動物愛護対策、市民ボランティアに対する人畜共通感染症についての指導・支援を行う役割を担います。

- ④ 動物取扱業者は、動物愛護管理法に基づき適正に動物を取扱うと共に、飼い主に対して動物の適正飼養について啓発や情報提供を行う役割を担います。
- ⑤ 行政は、動物愛護管理法や狂犬病予防法に基づく動物取扱業者、飼い主の指導啓発を行い、また、動物愛護団体や市民ボランティアの活動への支援等、ボランティア活動に必要な調整や広報を行う役割を担います。
- (2) 市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、動物取扱業者、行政の連携  
市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、動物取扱業者、行政すべてが「動物は命あるもの」との共通認識のもと、互いに協力しながらそれぞれの役割を担い、目的に応じて連携をとりながら、動物愛護を推進します。

## 施策の推進

基本指針は、市民や関係者に、市政だより、ホームページ掲載、パンフレット等多くの媒体により周知を図ります。

また、この基本指針に基づいて動物愛護行政を推進するため、年度ごとにアクションプランを作成します。アクションプランは、関係団体、市民、行政が一体となって取組めるよう「仙台市動物愛護協議会」で意見交換を行って作成することとします。アクションプランの実施状況等についても「仙台市動物愛護協議会」において、点検評価を行い、効果的な取組を行っていきます。

お問合せは

仙台市健康福祉局保健衛生部生活衛生課

Tel 022-214-8205

Fax 022-214-8157

仙台市健康福祉局保健衛生部動物管理センター

Tel&Fax 022-258-1815



<http://www.city.sendai.jp/shizen/dobutsu/>